

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年1月16日

今治市長 徳永 繁樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 ・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存 続期間	備考
長坂1	今治市菊間町長坂870番	633-60	山林	0.38	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂871番	633-61	山林	0.15	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂882番	633-72	山林	0.09	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂902番	633-92	山林	0.10	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂1034番	633-148- 1.2	山林	0.22	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂1343番	631-29	山林	0.39	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂1469番	631-94- 1.3	山林	0.45	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂1488番	631-105	山林	0.07	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町長坂2147番	638-176	山林	0.46	公告の日から 2030.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。